連続ワークショップ「性なる仏教」第２回　仏典を生きる女性たち
開催日時：2022 年 10 月 1 日（土）13:00-16:00
会場：龍谷大学大宮学東黌 1F アクティビティホール
（及び zoom ウェビナーによるハイブリッド開催）
参加者人数： 58 名

■研究発表
発表１　「我を抱き、接吻せよ ―『華厳経』の女性像と明恵思想―」
　野呂 靖（龍谷大学）
発表２　「仏性と女性 ―法蔵『梵網経菩薩戒本疏』を手掛かりとして―」
　村上 明也（駒澤大学）
■座談会

◆司会：大谷 由香

【報告の概要】
　本ワークショップは、「さまざまな人たちが仏教を支えてきた」ことに焦点を当て、仏教を見直すという企図のため催された。成人男性中心に語られてきた仏教は、経典自体もその特質を有し、経典解釈も成人男性によって行なわれ、研究者も男性が多いという状況のなか、「性」に注目することで、異なった研究視点をいかに提示できるかという企画である。
　女性たちは『妙法蓮華経』の「女人五障」に代表される「女性蔑視」とも受け取れる思想が受容されるなかでも仏道を体現した。第２回目にあたる今回は男性たちが経典解釈を行なうなかで、いかに女性を理解し、導こうとしたのか明らかにするものであった。

　野呂靖氏は、経典における性的な行為が如何に描かれ、註釈されたか明らかにするため、鎌倉時代の僧侶明恵（1173－1232）の性的夢想を取り上げ、彼の教理における意義を報告した。戒律を重んじ「一生不犯」を貫いたとされる明恵の清廉さは中世から伝えられてきたが、明恵の周辺に性的なトピックがあることは研究者の間では周知の事実であると氏は説明する。
　『明恵上人夢記』（以下『夢記』と表記）建永元（1206）年 11 月４日条における、明恵と摩利支天が接吻するという夢想は、彼が人や女性に限らず仏・菩薩など様々な尊格と身体的接触をすること、すなわち「値遇」（出会うこと―執筆補足）、「親近」（面と向かう―執筆補足）の重視であると氏は考える。それは、明恵の実践理念の言葉「あるべきようは」にも表れており、彼は釈迦の在世を模倣することで、身体における戒律の護持と、心における善智識（高僧―執筆者補足）との「値遇」という構造があり、実際に明恵は高山寺の周辺を釈迦所縁の地になぞらえ、また紀州の山中で涅槃を再現するなどの釈迦在世中の模倣を行なった。氏は、鎌倉時代では一戒を選択して専持するものという戒律観があったことを踏まえつつ、明恵自身はすべての戒律を守っていたわけではなく、彼は梵網戒のなかでも特に第三戒不淫戒の護持を意識していたことにも言及した。
　また、『随意別願文』において善財童子（『華厳経』の登場する修行者―筆者補足）などに「親近」して教えを乞いたいと明恵が述べていることは、明恵における出会いや体験の重要

視の表れであることが指摘された。また、明は自身の幼少期における父母との死別を釈迦の涅槃と重ねたために「親近」「値遇」に強い関心を抱いたとして、『仏眼仏母如来像』（高山寺蔵）の「哀愍我生々世々不暫離南無母御前」という彼の自筆が紹介された。また、この自筆から女性は〈明恵を「擁護」する存在〉という彼の女性観が指摘され、それを裏付けるように、高山寺が所蔵する大白光神、善妙神などの女神像は、それぞれ「禅法」、「華厳」を擁護するものであることも述べられた。

つぎに、氏は『夢記』建永元（1206）年 11 月 24 日条では明恵が後戸で女性と性交したという夢想の記述があり、明恵はその女性の容貌や作法の様子が中国の僧法蔵（643－712）の経典注釈『華厳経探玄記』（『六十華厳』の注釈書、以下『探玄記』と表記）「入法界品」における婆須蜜多女（女性善智識で「遊女」でもある―執筆者補足）の注釈に相当することが指摘された。『六十華厳』『八十華厳』は欲望そのものに対し言及するが、『四十華厳』では欲望は女性に起因するとされ、『六十華厳』（『八十華厳』）における女性観が独自の立場をとっていることが述べられた。また法蔵は「抱擁」等の接触行為は三昧を得る、即ち高位の菩薩行の比喩表現であると注釈するが、自身の理解の及ぶものではなく、盧舎那仏の悟りの世界の問題であるとして、法蔵は十分な注釈を避けたことが紹介された。また、明恵の夢想と『探玄記』の関係についてはフレデリック・ジラール氏（Frédéric Girard）の成果が存在する。しかし氏はジラール氏の説を肯定しつつも、『探玄記』には明恵が夢想したような婆須蜜多女の容貌に関する記述はみられないため、明恵は『華厳経』本文を意識していたと指摘した。さらに氏は、明恵の夢解きが抱擁・交接によって「菩提の因縁となる」ということに基づくのであれば、法蔵の解釈を踏まえてのものと考えられるとした。一方で、明恵にも影響を与えた李通玄（635－730）（『新華厳経論』）においても経典における性的接触表現は教説の法を受ける意であると解釈し、経典自体の性的表現は完全に脱色されている。つまり明恵が依拠した華厳教理は、性行為は三昧を得て悟りの領域にいたることであり、『夢記』において明恵が「これは法門である」、「世間の欲相に非ず」と強調するのは、李通玄の注釈をふまえてのことである。しかし氏は、このように性的表現が忌避される華厳教理のなかにおける明恵の性的行為への言及は、換言すれば、彼が性的行為への言及を重要視していたことの表れであると指摘し、「抱擁」「親近」は明恵の実践行の重要な理念であり、単に「一生不犯」の清僧というイメージには収まりきらない彼の多層的で複雑な実践理念をみることができると述べた。

さらに、華厳教理では処理しきれなかった性の問題を明恵は密教の五秘密法と華厳の実践行（仏光観）とを融合させる考えを、明恵は『華厳仏光三昧観秘宝蔵』（承久 3（1221）年）において展開したことが紹介され、氏は、明恵における「抱擁」に新たな、そして決定的な実践的意味が付加されたと指摘した。最後に今後の明恵の教理に関する研究課題についても触れられ、その時代における女性差別を反映することや、中世の経典解釈においては性的言説が珍しくないことが挙げられた。

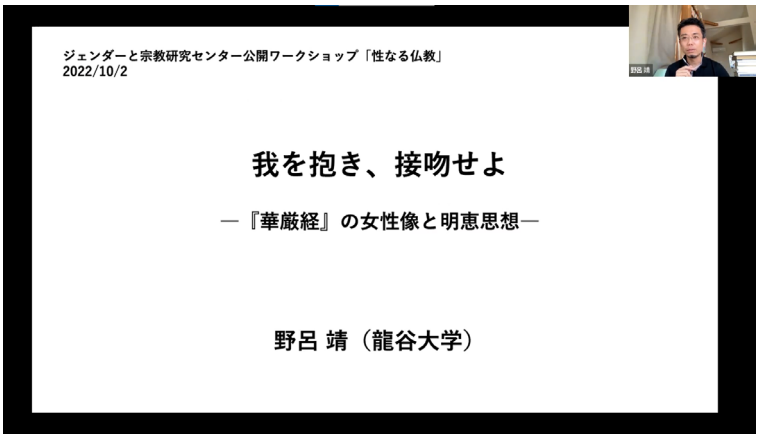

野呂 靖氏

村上明也氏は女性と仏性の問題について、法蔵の『梵網経菩薩戒本疏』（以下、『本疏』と表記）を手掛かりに報告を行なった。菩薩戒を受けたすべての者には仏性があり成仏できるという記述が、『大般涅槃経』（以下、『涅槃経』と表記）や『梵網経盧舎那仏説心地戒品第十』（以下、『梵網経』と表記）の理念である悉有仏性説（すべての者に仏性があり成仏が可能であるという考え）に基づくことが検証された。

法蔵の『本疏』においては、彼が菩薩戒を重視する姿勢から性別の問題が窺える。『本疏』では『梵網経』を解釈するための十門を立て、その第一門では「教起所因（教えが起こる原因）」を十因に分ける。そのなかの第四「法命を授く」においては、『菩薩瓔珞本業経』（以下、『瓔珞経』と表記）を引用し、菩薩戒を受けなければ男でも女でもないとして、男女の区別の否定と捉えられる記述が存在する。氏は沼波芳子氏の初期の大乗経典では、空思想などに基づいて男女の区別を否定する言説が多くあるとした研究を挙げた上で、『華厳経』や『梵網経』『仁王護国般若波羅蜜経』などの影響を受けて成立した『瓔珞経』の当該文が空思想に置き換えられる可能性を提示した。また、沼波氏の指摘では、初期の大乗経典では在家者（ほとんどが女性）が男女の区別を否定した後、その女性を化現の菩薩と説くことが多いことから、氏は、法蔵はこれを意識したために菩薩戒を持する在家者のあり方に注意しているとして、十重四十八軽戒の第三重「婬戒」を十門に分けるなか、第二門「釈名」に法蔵独自の問答がみられると指摘する。この問答は「なぜ菩薩戒を受けた在家に妻と子どもがいるのか」という問いに法蔵が答えたもので、氏はこの問いは「どうして在家の菩薩に夫と子どもがいるのか」と読み換えることができ、法蔵の答えは菩薩戒を受ける以前に妻（夫）と子どもがいる場合と、衆生救済のために方便を示現した菩薩が妻（夫）と子どもを持つ場合の二種を示すと説明する。法蔵は、「婬戒」の第八門においても同様の理論で姦婬を許し、さらに戒を犯したことにはならないとする。

また、法蔵は十重四十八軽戒の第一重「殺戒」の第九門「対治行（菩薩戒受持者に対応する修行）」において月上女菩薩が自身を犠牲にして女性を救ったという菩薩行を紹介し、今の世においても模範すべきであると述べた。しかし氏は、同書に鹿の王が子を孕む母鹿に代わって自分の命を差し出す本生譚などの菩薩行も紹介されていることを述べた上で、法蔵がこうした菩薩行を実現不可能な過去の理想の行為と見るのではなく「現在」においても模範すべきものと考えていたことに注目する。

第三重「婬戒」の第八門「得果（姦婬によって得る結果）」では、「女欲」がいかに男性に

とって邪なものであるのかを説き姦淫による堕地獄が紹介される。しかし、法蔵は『大宝積経』菩薩会に依拠して邪婬による堕地獄は男・女ともに受けるべき果報であると解釈していたことを氏は指摘する。一方で『梵網経』の第三重「婬戒」において「すべての女性に至るまで故意に姦婬してはならぬ」とあるように、菩薩戒の規定が「男性への戒め」を中心であることは留意すべきであると補足する。しかし、氏は『本疏』に見られる女性への記述は『涅槃経』と『梵網経』の悉有仏性説に基づいていることを指摘し、性差を超えた平等を説くものとして評価できると述べた。しかし、悉有仏性説の出典である『涅槃経』には女性蔑視的な表現が存在する。『涅槃経』における露骨な女性蔑視の代表ともいえる如来性品について、先行研究では仏性思想は男性の思想であり性差別とも捉えられると指摘され、さらに松下みどり氏は、仏性を知るために変成男子が要請されることは女性差別問題の根本的解決にならないと論じる。これに加えて、法蔵在世時の中国仏教界では、玄奘が中国に持ち帰った経典を機に仏性論争が起きていたことが氏によって説明された。法蔵は『本疏』において『涅槃経』に基づく悉有仏性説を強調することで、五性各別を唱える玄奘門下の唯識派僧侶に対して論駁を行なっていた。

以上のような背景をふまえ、氏は『涅槃経』の女性差別に対する法蔵の回答を『探玄記』に見出した。『探玄記』において、『華厳経』に「具足無上丈夫正法」を『涅槃経』に依拠し、四相の義をそなえれば「丈夫」であるため男女の区別はないと解釈した。法蔵の注釈における四相とは、教えを理解して自らを正すこと、教えによって他を正すこと、相手の問いに対し教えを以て答えること、因縁の義を理解することである。しかし、氏は『涅槃経』如来性品には女性差別的な一節があり、これに法蔵が依拠することの矛盾を指摘する。氏は『涅槃経』如来性品に四相についての記述はあるが、四相を備える者を「丈夫」であるとは説かれておらず、法蔵が『涅槃経』梵行品と取り違えた可能性が指摘された。法蔵の弟子である慧苑（673?-743?）は『続華厳略疏刊定記』のなかで『涅槃経』梵行品に基づき「丈夫形」とは四法を備える者であると定義した。慧苑は法蔵による出典の誤りを修正しつつ、法蔵同様に「丈夫」を男性であるとも女性であるとも捉えていないと氏は述べる。さらに澄観（738-839）は『華厳経疏』において、『華厳経』の「丈夫行」は『涅槃経』巻一八に拠って、すべての男女が四法を備えれば「丈夫」とするとした。その上で、澄観は『涅槃経』四相品を法蔵の四相解釈ふまえ、四相を備えた者を「丈夫」とすると注釈するが、そこで『涅槃経』の女性蔑視の一文が引用される。しかし、澄観は『華厳経疏演義鈔』において、『涅槃経』に依拠して仏性が有るもの（男性）と無いもの（女性）として、五性各別を宗要とする者はすべて「丈夫」と認められない、もし四法の通りに修行し、四相を備えれば男女を分けず、『丈夫』に他ならないと主張する。氏は、澄観が法蔵と慧苑の論を併せた注釈を展開し、五性各別を唱える者を批判したことを指摘した。

最後に氏は、従来、露骨な女性差別の根拠になるとして問題視されてきた『涅槃経』如来性品の経文が法蔵、慧苑、澄観などの唐代の華厳諸師においては女性差別的な文言として捉えられていなかったとまとめた。さらに梵語・蔵語・漢語などの原典を中心に議論がなされた従来の研究とは別に、中国仏教史を踏まえて検討を行なったことで、従来の研究手法への提議となることを期待したいと述べて、報告を終えた。

村上 明也氏

座談会では、男性の菩薩が女性を擁護するなど、明恵の事例を女性に置き換えたような事例は存在するのかという質問に対し、野呂氏は「華厳宗祖師絵伝」に描かれる善妙の説話が明恵の死後に建立された善妙寺の尼僧に支持されたことを紹介し、明恵周辺では淫欲を持つ女性の救済が存在することを語った。また、社会や時代背景によって教えが変化するのは、在家の受容があるためか、という質問に対し、村上氏は東アジア圏における仏教思想の変化についての先行研究がないことをあげ、今後の課題であると回答した。司会の大谷由香氏に同じ質問を投げかけられた野呂氏は、例えば密教の『理趣経』が表舞台にでることは鎌倉、ひいては中世の時代的特徴ではなかと指摘した。大谷氏は野呂氏の求めに応じて、不淫戒の中世における受容についての研究はないが、菩薩戒などでは相手を救うための性交は奨励されており、性欲の肯定は鎌倉時代の特徴であることを述べた。さらに、座談会では中世において共有されていた情報のひとつに『華厳経』があるとして、親鸞が『教行信証』で『華厳経』入法界品を引用していることや、真宗独自の仏性説などについても言及があった。また、明恵の夢想における性交は破戒にならないのかという質問に対する野呂氏の回答は、経典に則り物事を「法門」であると考えていた中世と、現在の我々の性交とを同様に捉えることはできないというもので、今後の同分野の研究への注意喚起となるものであった。最後に大谷氏によって、明恵などの一つの事例で「女性は観音・菩薩である」と理想化するのではなく、個別の事例を検討して大きな流れを明らかにするべきであるとまとめられて、終幕となった。

左：村上 明也氏　中央スクリーン：野呂 靖氏　右：大谷 由香氏

（文責　ジェンダーと宗教研究センター）